

## 意見書（医師記入）

にしばるこども園 園長 殿

児童氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

該当疾患に☑をお願いします

	病名	登園のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺・あご下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	登園届に変更
	流行性角結膜炎	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157,O26,O111等）	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	

※第3種の感染症…症状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と判断します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善がみられた段階で記入することが可能です

**【かかりつけ医の皆さまへ】**

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

**【保護者の皆さまへ】**

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。